

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会
中間とりまとめ」に対する意見

氏名 (企業・団体の場合は その名称、部署名及び 担当者名)		新井直樹 (全国地域人権運動総連合事務局長)
連絡 先	電話番号	03-5615-3395
	メールアドレス	zjr@mbg.nifty.com
ご意見		<p>(下記のとおり、各意見がどのポイントに対する意見かが分かるように 明記していただきますようお願い申し上げます。)</p> <p>【ポイント22】6 識別情報の摘示 に対する意見 (後掲)</p> <p>【ポイント25】7 その他 (3) 行政機関によるインターネット上の投稿についてのモニタリング に対する意見 (後掲)</p>

2022年2月16日

公益社団法人 商事法務研究会の「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会 中間取りまとめ」に対する（基本的な考え）及び（資料）を提出します。

新井直樹（全国地域人権運動総連合事務局長）

【ポイント22】6 識別情報の摘示

- (1) 「特定の個人が同和地区出身であると示す情報」
- (2) 「特定の地域を同和地区であると示す情報」
- (3) 差別助長・誘発目的の要否
- (4) そのほか

（基本的な考え）

部落問題という社会問題解決に取り組んできた国内各層の取り組み到達をふまえ、憲法に定める「言論表現の自由」に依拠した国民間の対話や是正指摘を基本に、ネット社会に反映する現実社会の弊害の克服を進めることで、解決を展望する。部落という識別情報が歴史的社会的に差別の指標としてその意味が減ずることで、地名などは人々の一般的な記憶の中で「差別的風景」は薄れてゆくものである。

部落の地名や人名を使って、侮蔑排斥を煽動する表現行為は許されるものではない。地名や人名がどのような文脈で使われているかを超えて、言論封殺になりかねない一律削除や目的に照らして検討を行うことの恣意性は排除しなければならない。

（資料1）部落問題、その解決の到達点、弊害の克服

（資料2）全国人権連第9回大会決定方針（ネット上の問題）

（資料3）「篠山町連続差別落書き事件」と動画削除

（資料4）言論表現の自由に関わり、川崎市条例から慎重姿勢を学ぶ

（資料5）「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（「報告書」）

【ポイント25】7 その他

- (3) 行政機関によるインターネット上の投稿についてのモニタリング

（基本的な考え）

住民の思想信条に係わる領域に自治体はその是非を判断し一方的に言論削除することは憲法上許されず、「被害」支援に役割を限定すべき。

（資料6）恣意的な言論排除は許されない

(資料1) 部落問題、その解決の到達点、弊害の克服

部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、近代以降も国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由が奪われるなど不当な人権侵害を受け、劣悪な生活を余儀なくされてきた社会問題です。

国民の内心や「意識」を問題にするのではなく、具体的な「基本的人権の制限・侵害」の事実が問題です。

同和対策事業の評価に関わる、政府による同和地区実態把握等調査の実施（1993年11月）もふまえて、全国部落解放運動連合会（全国地域人権運動総連合の前身、略称全解連）は同和特別対策から一般施策への移行の政策提起を行いました。

政府の評価は以下の通りです。「特別対策を終了する理由」（「同和行政史」総務省大臣官房地域改善対策室 2002年3月）。

第一は、「全体的には、同和地区と周辺地域との格差はみられなくなっている」「同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは大幅に増加の傾向を示しており、差別意識も確実に解消されてきていることがうかがえる」。第二は、「全国の同和地区を全て一律に低位なものとしていくことは、同和地区に対するマイナスのイメージの固定化につながりかねず、こうした点からも特別対策をいつまでも継続していくことは問題の解決に有効とは考えられない」。第三は、経済成長に伴う産業構造の変化、都市化等によって大きな人口移動が起こり、同和地区においても同和関係者の転出と非同和関係者の転入が増加した。このような、大規模な人口変動の状況下では、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を継続することは実務上困難になってきていることである」と変化を指摘しました。

全解連は1998年、子どもの人権侵害、差別の固定化につながる文部省5月1日期日の基本調査等の廃止を大きな運動にし、この調査時の「部落の子」把握を取りやめさせた経緯があります。

2020年6月に公表された法務省「部落差別の実態に係る調査結果」では、実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件数は減少傾向にあり、「結婚・交際に関する差別」事件数は年間10件前後で推移。「調査対象期間中、雇用差別はほとんど見られなかった」とまとめています。

このように「同和地区」「同和関係者」の大きな変化、つまり旧来の「地区・関係者」と呼べない実態を先ず認識すべきことを示しています。同和

の特別法終結から 20 年もたち、行政上「地区・関係者」の規定は無くなり、景観や暮らす人々の実態、人々の認識や記憶も変わっています。ネット社会となり、情報の量は常に膨張し、いじめや自殺、犯罪も引き起こされていますが、部落に関わる情報も真偽増えているもと、現実人権侵害への反映は極めて限定的となっています。

「部落」「部落民」が未来永劫続くと考える人にとっては、「地区・関係者」は時代や実態が変化しても変わらず、こうした考えは、行政による人権・同和啓発や人権・同和教育の内容で、「部落」と「差別」は不変と描くことを求め、様々な媒体、ネット上でも取り上げます。これこそが部落問題解決の妨げになっていると考えます。

(資料2) 全国地域人権運動総連合(略称全国人権連)第9回大会決定方針

2021年9月30日に決定された方針は、部落問題解決の到達と課題を次のように提起しています。

部落問題は基本的に社会問題として解決されたとしても、運動の足場としてきた地域社会に部落問題が生じたり、部落排外主義の運動の影響で行政や教育に問題が生じる事もあります。「21世紀をめざす部落解放の基本方向」(1987年3月7日第16回全国部落解放運動連合会(全解連)大会決定、綱領的文書、略称「基本方向」)は、部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況、を解決された状態の一つの指標として提起しました。

昨年6月に公表された、法務省の「部落差別の解消の推進に関する法律」(「部落差別解消法」)にもとづく調査結果でも、解決に向け大きく前進している状況が図表で表されています。しかし法務省はインターネット上の「部落」などに係わる表現行為について、識別情報の摘示は「深刻」との認識を示しました。

全国人権連は部落問題解決と係わって、憲法の言論表現の自由を擁護する立場から、「基本方向」を土台に国民間の対話、民主主義の尊重を堅持し対応してきました。

「部落差別はヘイトスピーチ問題とは異なり、公然と差別的言辞や行動をおこす状況にありません。そうした行為が時として発生しても、それらの言動を許さない社会的合意が強く存在しています。また、インターネッ

トなどでの匿名による陰湿な行為も起きたりもしますが、それらも公然と支持が得られる状況にはありません」（第12回地域人権問題全国研究集会、2016年11月埼玉で開催）と指摘してきました。

「部落」という「識別情報」が差別の理由にならない状態を作り出してきた社会の前進に確信を持って対応すべきです。

今日のネット状況を見ても同様の認識で対応します。

現実社会及びネット上でも「部落」に関する言論表現行為について、「部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく忌避や排除などの言動がその地域社会で受け入れられない状況」を積極的につくりだす言論表現活動を進めることが基本です。

つまり、投稿内容について、「落書き」的内容は無視し、投稿に侮蔑排斥など人権上問題があるならば批判意見を書き込むこと、問題がある投稿を大勢の人が検索するような記事にはしないことをマスコミにも徹底する、刑法民法に抵触する内容ならその旨コメントし公的機関に通報することが大事です。

人権連として、このことを対応の方針として提起します。権力的規制一辺倒ではなく、議論を通じて国民合意形成をすすめ、差別を「受け入れない」状態を作り出してゆくものです。

行政がモニタリングと称して「部落」情報を排除することは、国民の言論表現の自由を侵害し、国民の間での議論まで排除しかねず、民主主義の前進には役立ちません

ネット上の不適切な言論問題改善のためにも、地域の実状に応じて、人権と民主主義、住民自治の拡充、不公正な人権・同和行政や人権・同和教育を糺す運動に取り組み、ネット書き込みの現状を変えることが課題です。

（資料3）「篠山町連続差別落書き事件」と動画削除

1983年8月に現在の兵庫県丹波篠山市内で部落差別落書きが発見され、町当局と全解連は、この落書きを部落解放同盟支部役員による自作自演と結論付けました。部落解放同盟内部では見解が対立したままです。

この事件を題材に現地を録画し、不気味な音楽とともに、ネットに載っている事件の解説等を流した動画がインターネット（動画投稿サイトYouTubeとニコニコ動画並びに、ライブドアブログ（LINE））に公開され、「住民のプライバシーや名誉権を侵害している」「差別が助長された」と

して、丹波篠山市と地元自治会が、サイト管理会社ドワンゴ（「任意では削除しない」としていた）に動画削除を求める仮処分を申し立て、2021年2月には、神戸地裁柏原支部が削除を命じる決定を出しました。

平穏な暮らしを望む住民にとって、迷惑この上ない動画です。しかも2次的3次的波及が生じました。5月31日付け『神戸新聞NEXT』に「部落差別動画、ドワンゴに削除命令 全国初、ニコニコ動画の投稿 神戸地裁支部」の記事が載り、市長も「部落差別動画の削除（市長日記 R3.6.2）」の記事までネットに載っていることが広まりました。ネットの記事は直ちに拡散します。非常識極まりない動画の存在やかつての「事件」なども検索され、「事件」と部落解放同盟「支部」名はいまもネットに載っています。なお2月の初めに「朝日新聞」が「現場へ！ いま、部落差別は③」で取り上げていますが、住民の暮らしを考えたものとは言えません。

（資料4）言論表現の自由に関わり、川崎市条例から慎重姿勢を学ぶ

川崎市は公共の場でのヘイトスピーチに刑事罰を科す「差別のない人権尊重のまちづくり条例」（2019年12月）を定めています。ネット上の「不当な差別的言動」については刑事罰の対象外としつつ、有識者で構成される「差別防止対策等審査会」に市長が諮問して意見を聴き、審査会の答申を踏まえて拡散防止措置や内容の公表を行うものです。

市の解説では、「あらゆる差別は許されるものではなく、それは、インターネットを利用した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」についても同様ですが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。そのため、多種多様な表現がなされるインターネット上の行為については、禁止等による事前の規制措置を設けることは困難であり、事後的な被害の拡大防止や救済が主とならざるを得ないものです。本条では、対象を直接規制する方法をとらずに、市長が、表現内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずること、啓発を目的に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等の「公表」をすることなどを定めています。」と記しています。

特に、インターネット表現活動が条例第17条第1項の本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するかどうかの判断に当たっては、法務省人権擁護局が作成した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に

向けた取組の推進に関する法律に係る参考情報」に記載されている「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と本邦外出身者を著しく侮蔑する」、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」の3類型に該当するかについて、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。また、条例第17条第1項第2号アの「表現の内容が特定の市民等を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」に該当するかどうかの判断に当たっても、条例の趣旨を踏まえて、当該インターネット表現活動（投稿）の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮することが適当である。」とも記し、慎重な姿勢で臨んでいることがわかります。

川崎市の教訓からすれば、市民生活の安全のために条例で対応をするが、ネット上の言論については、有識者で構成する「差別防止対策等審査会」に市長が諮問して意見を聴き、審査会の答申を踏まえて拡散防止措置や内容の公表を行うとしており、自治体が市民県民の言論を「削除」するためには、適切な第3者機関の検討が必要だと言うことです。

（資料5）「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（「報告書」）

1. 法務省の人権擁護機関が把握する差別事例

(1) 人権侵犯事件は2017年に103件であったが、45件（43.7%）は識別情報の摘示で、特定個人に対する誹謗中傷が28件（27.2%）と続く。報告書は「事案の多くが人権相談ではなく、地方公共団体等からの通報又は情報を端緒として立件される場合が多い」「雇用差別はほとんどみられず、戸籍調査に関する人権侵犯事件はなかった」「全体的な傾向として、差別落書き等の表現行為が減少する一方で、インターネット上で行われる識別情報の摘示が増加しているという傾向が顕著に認められる。」と指摘する。

(2) 人権侵犯事件の処理は、2017年103件について、「援助（法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介したりすること）」が42件（40.8%）、「要請（被害の救済又は予防について

実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること)」が27件(26%)で全体の60%を占める。侵犯事実不明確が18件(17.5%)で、報告書も「不明確は10%~20%程度で推移」と記している。相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示す「説示」は年間1~2件にすぎず、**深刻な人権侵犯問題が存在しているという実態にはない。**(ゴシックは新井のコメント)

(3) 実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件数は減少傾向にあり、部落差別等に関する人権侵犯事件全体に占める割合は、2013年の72件(90%)から、2017年には48件(46.6%)にまで低下している。「結婚・交際に関する差別」事件数は年間10件前後で推移している。逆に、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件数は、おおむね増加傾向にあり、2013年の8件(10%)から2017年には55件(53%)にまで増加している。

(4) インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件としては、いずれの年においても識別情報の摘示が大部分(2017年45件81.8%)を占めており、その増加が、インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件の全体の件数増加にそのままつながっている。報告書は「インターネット上の部落差別等については、近時、複数の地方公共団体においていわゆるモニタリングが行われるようになってきているところ、識別情報の摘示の人権侵犯事件数の増加は、モニタリングの導入によって地方公共団体が認知する件数が増加したことによる可能性がある。一方、インターネット上においては、結婚・交際に関する差別、雇用差別及び戸籍調査に関する人権侵犯事件は、ほぼ見られない。」とする。

(5) 法務省の人権擁護機関が人権侵犯性を認めプロバイダ等に削除要請を行った事案については、2017年27件で削除が確認できた件数は20件(5年間の平均では90%)。報告書は「部落差別等に関する人権相談等は、一定数存在するものの、全体としてみれば、その増減に関して顕著な傾向は認められない。」「インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件は、増加傾向にあるが、人権侵犯事件全体としてもインターネット事件は増加傾向にあり、部落差別に関するインターネット上の差別情報が突出して増加しているとまでは認められない。」と指摘する。

(資料6) 恣意的な言論排除は許されない

2020年度の「人権侵犯事件」で、「差別待遇」の「同和問題」は、新たに244件受理したが、「関係行政機関の通報」が185件で、私人間事件では他に2件あるのみで、いわゆる「行政モニタリング」による「通報」と判断できるものが突出している。旧受とあわせて408件。未済172件、要請148件、説示50件、不明30件、移送29件と続く。

こうした件数をみるに、削除要請及び「特別事件」の対象とすべき内容の判断が難しいのであるから、問題とすべきは、特定個人や集団への差別や敵意、憎悪を煽る、煽動行為に限定して、対応をとるべきではないかと考える。

なお論点ではないが、入管問題等をふまえれば外国人の人権を保障する法的措置は必要だが、刑事罰や部落問題も含む「包括的差別禁止法」では問題があり、国連パリ原則にもとづく「独立した人権救済機関」は平等権だけでなく自由権も対象とすることの社会的政治的問題をも充分検討すべきだと考える。